神島防火サイディングの維持管理について

外装材は工事完了後から継続して太陽光（紫外線）、風雨、雪、気温の変化等、苛酷な条件下にさらされています。
サイディングは、その表面に耐候性の高い塗装を施し、サイディング間には防水シーリングを施工して建物を外部環境から保護していますが、塗膜やシーリング材は永久的なものではありません。
適切な時期の点検とお早めのメンテナンス（再塗装やシーリングの打ち替えなど）をお勧めします。

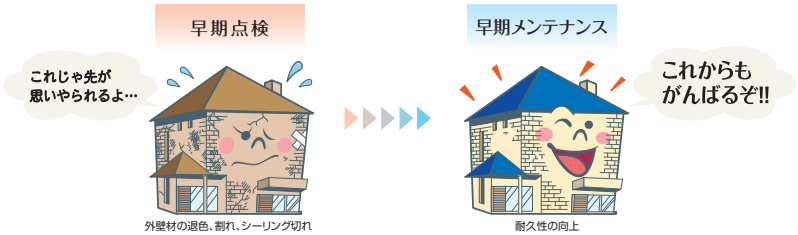

[メンテナンススケジュール（モデルケース）]

建築物の立地条件（地域、環境条件）や、使用条件により劣化の速度が異なりますので、
このメンテナンススケジュールはあくまで目安として、メンテナンス計画にご活用ください。
点検はお施主様ご自身でお願い致します。点検・お手入れの際には、安全面に十分にご注意ください。

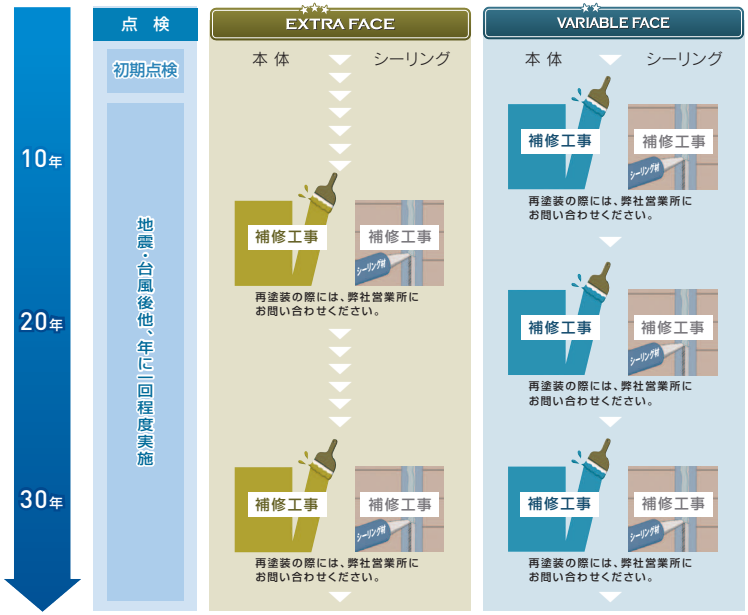

KONOSHIMA

[経年による変化]

窯業系サイディングは、太陽光（紫外線）、風雨、雪、気温の変化等、過酷な条件下にさらされながら、
外壁材として住宅を守ります。
表面には耐久性のある塗料が施され、サイディング間の目地部分はシーリング材で埋められ、建物を保護しています。
しかし、基材、塗膜およびシーリング材は永久的なものではありません。
基材のひび割れ、塗膜やシーリング材の劣化等は、時が経つとともに現れてくることもあります。

1 基 材

■住宅施工後、経年により窯業系サイディングに、多少の反りや微細な亀裂（ヘアークラック）、うねり、ふくれが発生することもありますが、外壁材としての性能を大きく損なうことはありません。地震や台風の後などにひび割れが発生することがありますので点検してください。

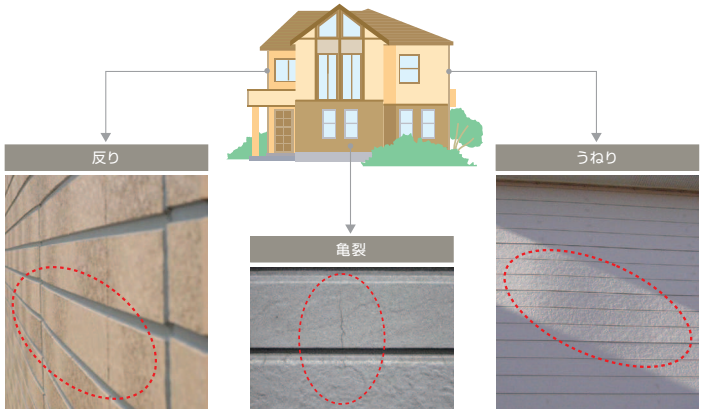

2 表面塗膜

■年月の経過とともに塗膜は雨水や紫外線により劣化（塗膜のひび割れ、艶引けや色あせ等）が進みます。
目安として年に1回程度の点検をおすすめします。
※地域等条件により異なりますが、メンテナンスが必要となりますので、住宅会社にお問い合わせください。

3 シーリング目地

■経年とともに劣化が進み、地震などの揺れにより「切れ」や「剥離」が起きることもありますので、メンテナンスが必要です。

資料提供：日本窯業外装材協会

神島防火サイディングの維持管理について

[日頃の点検方法]

点検はお施主様ご自身でお願いいたします。

点検は目視でできる範囲でお願いいたします。（高所での作業は厳禁です。）
気になる部分を見つけられた場合は、元請住宅会社様または、工務店様にご相談のうえ、
早めのメンテナンスをお勧めします。（メンテナンス費用は原則有料となります。）

1 サイディングの点検

■割れやカケなどの欠損がないか、釘・ねじ周りの部分やその他の部位で、クラックがないかを目視にて点検してください。
■地震発生後などは、特に釘・ねじ周りのクラックやサイディングのズレがないか点検してください。

2 サイディングの塗装面の点検

■塗膜表面に白化、変退色、剥離がないか、また汚れ、カビ、コケ、藻類がないか目視にて点検してください。
■白化・変退色、剥離が目立つようになったときが塗り替え時期の目安です。
■汚れ、カビ、コケ、藻類は自然現象ですので、廻りの環境や家の形で発生の状況が異なります。日頃のお手入れにより早めの対応をお勧めします。（汚れ、カビ、コケ、藻類の発生は程度に関係なく免責とさせていただきます。）

3 シーリングの点検

■シーリングの切れ、剥離、亀裂などが発生していないか点検してください。

4 その他の部位の点検

■金属製部材の錆や塗膜が剥れていないか目視にて点検してください。

[日頃のお手入れ方法]

高所での作業は厳禁です。気になる部分を見つけられた場合は、元請住宅会社様または、
工務店様にご相談のうえ、早めのメンテナンスをお勧めします。（メンテナンス費用は原則有料となります。）

■汚れ、カビ、コケ、藻類を落とす場合は、布や柔らかいブラシ、スポンジ等を用いて水洗いしてください。
■水洗いで落ちない場合は、中性洗剤を薄めて布や柔らかいブラシ、スポンジ等を用いて軽く拭き落としてください。
■再発した場合も同様の処置を行ってください。（環境によっては早期に再発する場合があります。）

＜ 注意事項 ＞

■シンナー等の溶剤やスチーム洗浄は使用しないでください。金属タワシ等で表面を強く擦り、傷つけたりしないでください。
■水洗いする場合は、必ず上から下に向けて散水してください。
■高圧水による洗浄は塗膜を傷める恐れがありますので、避けてください。

KONOSHIMA

[外壁のメンテナンス]

点検はお施主様ご自身でお願いいたします。

再塗装や補修工事は原則として建築物を建築された元請住宅会社様または、
工務店様にご相談のうえ、専門業者にご依頼ください。（原則有料となります。）
再塗装や補修工事をお施主様ご自身で絶対に行わないでください。

1 サイディング本体のメンテナンス

釘・ねじ部や、その他のクラックが発生した場合は、クラック部をV溝加工（Vの幅:3～7mm、Vの深さ:3～7mm）し、
プライマーを塗布後、パテ材を充填してタッチアップ補修してください。（推奨パテ:オートンアドハー3500、
オートンフラットパテ（プライマー入）　＜オート化学工業（株）製＞）

2 サイディングの再塗装

再塗装時期はメンテナンススケジュールを目安にお勧めしています。
現場塗装については、P371を参照してください。
多色塗装品などについては、塗装表面の劣化状態により、もとの外観を再現できない場合もありますのでご了承ください。

3 シーリングの打ち替え

部分的なシーリングの打ち替えは、不具合部分の既存シーリングを除去し、必ず専用プライマーを塗布して
同質のシーリング材で打ち替えてください。

4 その他の部位のメンテナンス

水切り材等の金属製部材が錆びたり、塗膜が剥れた場合は、再塗装を行ってください。
サイディング留め付け釘・ねじの浮き等が確認できる場合、増し打ちしてください。
さらにその周辺の下地がある部分に追加で留め付けを行ってください。

[後工事・増改築の際のご注意]

＜ 後工事の際のご注意 ＞

■縦樋などの金具を取り付ける際は、取り付け具（釘）より大きいサイズの下孔をあけて、下地に固定してください。
直打ちするとサイディングが破損する恐れがあります。
■サイディング施工後に配管等の孔をあける場合、配管廻りのシーリングを十分に行ってください。
■看板、室外機等を取り付ける場合、サイディングに直接固定しないでください。
必ず下地（場合によっては補強）に固定してください。

＜ 増改築の際のご注意 ＞

■既存の建物に増改築などによって新築の建物を接続する場合、必ず縁を切って施工してください。
既存部分と新築部分との建物の挙動の違いにより不具合が発生する場合がありますので必ず縁を切ってください。

KONOSHIMA

製品本体保証について

[製品本体保証]

製品本体保証

保証対象商品

■ DRESSE 防火サイディング 本体
■ DRESSE KCセットモール・KCモール 本体
※現地塗装の塗膜に起因するもの、および特注品は除く。

保証内容

■ 重大な不具合
1) 製品幅全体にわたる割れのないこと。(ただし切断加工部を除く)
2) 製品の一部が欠け損じ、下地が露出する欠損のないこと。
(ただし釘またはねじ周囲の欠損は除く)
3) 製品が剥がれ落ち、下地材が露出しないこと。
4) 製品全体が下地から脱落しないこと。
5) 455mmのスパンに対して矢高が5mm以上の著しい反り、うねりのないこと。
■ その他の不具合
1) 455mmのスパンに対して矢高が3mm以上5mm未満の軽微な反り・うねりのないこと。
2) 幅が0.2mm以上でなおかつ長さ50mm以上の軽微なひび割れのないこと。
3) 弊社塗装品の塗膜の著しいふくれ・剥がれのないこと。
4) 弊社塗装品の塗膜の著しい変退色のないこと。
※尚、保証内容に抵触するか否かは調査の上、神島化学工業株式会社が決定するものと致します。

保証期間

通常の環境下において外装施工完了後、重大な不具合は10年間、その他の不具合については2年間と致します。
本保証に基づき補償が行われた場合でも、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間とします。

保証条件

下記の条件がすべて満たされている物件と致します。
①新築物件であり弊社純正あるいは弊社推奨の同質部材・付属部材等の施工部材を使用し、弊社の設計・施工資料等による標準施工法(通気構法に限ります)で施工されている、日本国内の木造軸組建築物・木造枠組壁構法(2'×4')建築物および鉄骨造建築物。(但し、沖縄県は除外)
②原則として、厚生労働省認定 日本窯業外装材協会社内検定 日本窯業外装材協会窯業系サイディング施工士※1等の専門工事業者が施工、管理し、弊社所定の「保証物件施工完了報告書」が提出された物件。
③弊社所定の「保証書」が発行されている物件。

保証対象者

保証書の発行対象者は、原則として元請業者様(住宅会社様、工務店様)と致します。

補償方法

保証期間中に上記保証内容に抵触する事態が生じた場合は、次のいずれかの方法で対応致します。
①代替品の無償提供
②その他弊社の最も適当と判断した方法。
この場合の保証期間は、はじめの保証対象品に適応した保証期間の残余期間とします。また、上記項目①・②については、社会通念上必要と思われる範囲とさせていただきます。

免責事項

保証の条件が満たされている物件であっても、次のような場合には保証の適用を除外させていただきます。
1) 弊社の設計・施工資料に記載された事項に反する施工や保管・取り扱いに、起因する場合。
2) 弊社純正あるいは弊社推奨の同質部材・付属部材を使用しなかった場合および弊社製品以外の部材による不具合。
3) 入居者の適切な維持管理がなされなかった場合、および入居者または第三者の責任による不具合の場合、または、通常予測される使用状態と著しく異なる使用の場合。
4) 入居後における増改築・補修ならびに増設などに起因する不具合の場合。
5) 基礎・壁面・建築構造等の建築設計に起因する場合。
6) 施工時において不具合が発生していた場合。
7) シーリング部、現場塗装(補修塗料使用箇所を含む)およびそれによる不具合。また、シーリング等の適切なメンテナンスが行われないで不具合が生じた場合。
8) タワシ・ブラシ等不適切な機材、薬品を用いたことによる不具合。
9) 伝い水による汚れの付着、カビ・藻等による外観上の変化。
10) 釘部の錆やもらい錆および金属製の化粧部材(水切等)による不具合。
11) 通常の経年変化による汚れ、変退色の場合。
12) 外壁工事完了後の設備機器・看板等の取り付け工事等による不具合。
13) 通常でない環境条件下で施工、または使用されている場合。
※通常でない環境条件下とは下記に示す地域。
■ 温泉地帯のように絶えず蒸気等の噴出物がある地域。
■ 焼却場の付近や特殊ガス、熱に曝されている地域。
■ 酸・アルカリ・塩類等を多く大気中に放出している施設や工業地帯。
■ 海岸近辺の海水による塩害の影響のある地域。
■ 湖・河川等の周辺で常にしぶきがかかる地域。
■ 煙塵および金属粉・石粉等が付着、堆積する地域。
■ 地盤沈下、公害(車の排気ガス等)の影響がある地域。
■ その他上記に準ずるような通常でない環境地域。
施工時は通常の環境条件下でもそれ以後上記の条件となった場合。
14) 住宅自体の変形・変位、および内部結露・下地材の腐食や反り、または同一住宅の他部品による不具合。
15) タイル下地材において、接着剤とタイルに起因する場合。
16) 台風・地震・水害等の異常現象、または火災・爆発等の予期しない外因による場合。
17) 予想外の積雪・凍害等の自然現象に起因し、同種の近隣住宅と被害程度に差異のない場合。
18) 施工当時実用化された技術では予測することが不可能な現象による不具合。
19) 不具合発見時にすみやかに弊社に連絡がなされず、長期間放置されたために生じた拡大損害の場合。
20) その他不具合の発生が弊社の故意・過失によらない場合。
21) 保証書の発行に至る手順で不備がある場合。
22) 保証物件施工完了報告書・保証書発行申請書に事実と異なる記載があった場合。

補 足

※1「厚生労働省認定 日本窯業外装材協会社内検定 日本窯業外装材協会窯業系サイディング施工士」とは、日本窯業外装材協会(NYG)が主催する、「窯業系サイディング施工士認定試験」の合格者に与えられる資格です。

塗膜保証について

[塗膜15年保証]

EXTRA FACE

保証対象商品

■ 弊社内・外装材総合カタログにEXTRA FACEと表示した製品本体
DRESSE 防火サイディング 本体
DRESSE KCセットモール・KCモール 本体
DRESSE 軒天井ボード 本体
※現地塗装の塗膜に起因するもの、および特注品は除く。

保証内容

塗装の外観上に著しい異常※1がないこととします。
尚、保証内容に抵触するか否かは調査の上、弊社が決定するものと致します。

保証期間

通常の環境下において外装施工完了後15年間と致します。
本保証に基づき補償が行われた場合でも、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間とします。

[塗膜10年保証]

VARIABLE FACE

保証対象商品

■ 弊社内・外装材総合カタログにVARIABLE FACEと表示した製品本体
DRESSE 防火サイディング 本体
DRESSE KCセットモール・KCモール 本体
DRESSE 軒天井ボード 本体
※現地塗装の塗膜に起因するもの、および特注品は除く。

保証内容

塗装の外観上に著しい異常※1がないこととします。
尚、保証内容に抵触するか否かは調査の上、神島化学工業株式会社が決定するものと致します。

保証期間

通常の環境下において外装施工完了後10年間と致します。
本保証に基づき補償が行われた場合でも、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間とします。

保証条件

下記の条件がすべて満たされている物件と致します。
①新築物件であり弊社純正あるいは弊社推奨の同質部材・付属部材等の施工部材を使用し、弊社の設計・施工資料等による標準施工法(通気構法に限ります)で施工されている、日本国内の木造軸組建築物・木造枠組壁構法(2'×4')建築物および鉄骨造建築物。(但し、沖縄県は除外)
②原則として、厚生労働省認定 日本窯業外装材協会社内検定 日本窯業外装材協会窯業系サイディング施工士※2等の専門工事業者が施工、管理し、弊社所定の「保証物件施工完了報告書」が提出された物件。
③弊社所定の「保証書」が発行されている物件。

保証対象者

保証書の発行対象者は、原則として元請業者様(住宅会社様、工務店様)と致します。

補償方法

保証期間中に上記保証内容に抵触する事態が生じた場合は、次のいずれかの方法で対応致します。
①代替品の無償提供
②その他弊社の最も適当と判断した方法。
この場合の保証期間は、はじめの保証対象品に適応した保証期間の残余期間とします。また、上記項目①・②については、社会通念上必要と思われる範囲とさせていただきます。

免責事項

保証の条件が満たされている物件であっても、次のような場合には保証の適用を除外させていただきます。
1) 弊社の設計・施工資料に記載された事項に反する施工や保管・取り扱いに、起因する場合。
2) 弊社純正あるいは弊社推奨の同質部材・付属部材を使用しなかった場合および弊社製品以外の部材による不具合。
3) 入居者の適切な維持管理がなされなかった場合、および入居者または第三者の責任による不具合の場合、または、通常予測される使用状態と著しく異なる使用の場合。
4) 入居後における増改築・補修ならびに増設などに起因する不具合の場合。
5) 基礎・壁面・建築構造等の建築設計に起因する場合。
6) 施工時において不具合が発生していた場合。
7) シーリング部、現場塗装(補修塗料使用箇所を含む)およびそれによる不具合。また、シーリング等の適切なメンテナンスが行われないで不具合が生じた場合。
8) タワシ・ブラシ等不適切な機材、薬品を用いたことによる不具合。
9) 伝い水による汚れの付着、カビ・藻等による外観上の変化。
10) 釘部の錆やもらい錆および金属製の化粧部材(水切等)による不具合。
11) 通常の経年変化による汚れ、変退色の場合。
12) 外壁工事完了後の設備機器・看板等の取り付け工事等による不具合。
13) 通常でない環境条件下で施工、または使用されている場合。
※通常でない環境条件下とは下記に示す地域。
■ 温泉地帯のように絶えず蒸気等の噴出物がある地域。
■ 焼却場の付近や特殊ガス、熱に曝されている地域。
■ 酸・アルカリ・塩類等を多く大気中に放出している施設や工業地帯。
■ 海岸近辺の海水による塩害の影響のある地域。
■ 湖・河川等の周辺で常にしぶきがかかる地域。
■ 煙塵および金属粉・石粉等が付着、堆積する地域。
■ 地盤沈下、公害(車の排気ガス等)の影響がある地域。
■ その他上記に準ずるような通常でない環境地域。
施工時は通常の環境条件下でもそれ以後上記の条件となった場合。
14) 住宅自体の変形・変位、および内部結露・下地材の腐食や反り、または同一住宅の他部品による不具合。
15) タイル下地材において、接着剤とタイルに起因する場合。
16) 台風・地震・水害等の異常現象、または火災・爆発等の予期しない外因による場合。
17) 予想外の積雪・凍結等の自然現象に起因し、同種の近隣住宅と被害程度に差異のない場合。
18) 施工当時実用化された技術では予測することが不可能な現象による不具合。
19) 不具合発見時にすみやかに弊社に連絡がなされず、長期間放置されたために生じた拡大損害の場合。
20) その他不具合の発生が弊社の故意・過失によらない場合。
21) 保証書の発行に至る手順で不備がある場合。
22) 保証物件施工完了報告書・保証書発行申請書に事実と異なる記載があった場合。

補 足

※1「外観上の著しい異常」とは、建築後の年数を考慮して社会通念上補修が必要と思われる程度または、そのものが本来持つ機能をはたせない場合をいいます。(自然退色は免責とさせて頂きます。)
※2「厚生労働省認定 日本窯業外装材協会社内検定 日本窯業外装材協会窯業系サイディング施工士」とは、日本窯業外装材協会(NYG)が主催する、「窯業系サイディング施工士認定試験」の合格者に与えられる資格です。優れた技能と最新の知識を有した、外装工事の専門技術者です。

※本内容は、神島化学工業㈱2016～17内・外装材総合カタログ '16/12月<改訂版>より抜粋しております。